

京都大学大学院経済学研究科
再生可能エネルギー経済学講座
ディスカッションペーパー

シュタットベルケ研究の整理と課題

－ 日本での研究を中心に －

**Research reviews and research topics on Stadtwerke
-Focusing on research in Japan-**



2023年9月

September 2023

広島修道大学 人間環境学部 助教

白石智宙

Shiraishi Chihiro

Assistant Professor, The Faculty of Human Environmental Studies, Hiroshima Shudo University

シュタットベルケ研究の整理と課題

－ 日本での研究を中心に －

Research reviews and research topics on Stadtwerke -Focusing on research in Japan-

広島修道大学 人間環境学部 助教 白石智宙

Shiraishi Chihiro

Assistant Professor, The Faculty of Human Environmental Studies,
Hiroshima Shudo University

Abstract:

This paper presents a literature review of studies in Japanese on Stadtwerke, a topic that has been the subject of much research in recent years. This is related to the issue of how to maintain the supply of public services by municipalities. Prior Japanese research on Stadtwerke can be divided into four categories. The first category is research on Stadtwerke in Germany. The second category is research on the various issues that arise when introducing the German Stadtwerke business model to Japan. The third category is research on the Japanese version of Stadtwerke. The fourth category is theoretical research on Stadtwerke. Based on these categories, this paper identifies the following issues. For the first category, the following issues were identified: selection of a corporate form suitable for competition, realization of individual Stadtwerke businesses, tax savings through aggregation of profit and loss, and Stadtwerke-like entities outside of Germany. For the second category, the following issues were identified: the issues of comprehensive business development, business other than electricity retailing, choice of organizational form, and tax reduction through aggregation of profit and loss. For the third category, the following issues were identified: the conceptual definition and the business content of Japanese style of Stadtwerke. For the fourth category, the following issues were identified: the method of guaranteeing public benefit, the substance of business efficiency, the scope of independent accounting, and contribution to the local economy.

Keywords: Stadtwerke, Literature review, Japanese Style Stadtwerke, Municipal public finance

要旨

本稿は、存続が危ぶまれる自治体による公益的サービスの供給をどのように維持するのかという論点に関して、近年研究が盛んである「シュタットベルケ」に関する日本における研究の文献レビューを行った。シュタットベルケに関する日本の既往研究は、次の3つに分類される。第1の分類はドイツのシュタットベルケに関する調査研究である。第2の分類はドイツのシュタットベルケの事業モデルを日本に導入するに際して生じる諸論点に関する研究である。第3の分類は「日本版シュタットベルケ」に関する研究である。以上の分類に基づいて整理を行い、以下の特性を明らかにした。まず第1の分類については、自由競争に適する組織形態の選択、シュタットベルケの個別事業の実現、複数事業間の内部補助の正当性の論点を確認された。続いて第2の分類については、「日本版シュタットベルケ」の概念定義と事業内容、組織形態の選択、損益通算による節税の論点を確認された。最後に第3の分類については、シュタットベルケの公益性の担保、事業効率化の実態、独立採算の範囲、地元経済への貢献の論点を確認された。

キーワード： シュタットベルケ、文献レビュー、日本版シュタットベルケ、自治体財政

はじめに

日本では少子化と高齢化を伴う人口減少と地域経済の衰退傾向のなか、自治体が担っている公益的サービスの必要に対してその財源が不足する事態が発生している。そこに社会資本（インフラストラクチャー）の維持・更新の投資需要の増加も加わり、自治体は対応を迫られている。このような状況に対して中央政府は、自治体へ更なる財源を措置することで対応している。一方で自治体自身はというと、その限定的な課税自主権の下、かつては法定税の標準税率を超える超過課税¹や法定外税の課税²による独自の財源調達が見られたが、近年はそのような動きは停滞している。

自治体の財源調達において中央政府からの地方交付税は不可欠な役割を担っており、どのように自治体の不足する財源を保障するのか、またこのような事態に対して自治体の自主財源の拡大による対応をいかに実現していくか、更には既に取り組みされている各種対応策の実態解明は引き続き検討されるべき論点としてある。

このような背景を受けて本稿は、自治体による公益的サービスの供給の存続が危ぶまれるなか、その供給をどのように維持するのかという論点に取り組むものである。この論点に関する研究として近年、ドイツの「シュタットベルケ (Stadtwerke)」を参照する研究が盛んである。シュタットベルケとは、法的に定義される公益的サービス、特にインフラサービスの供給を中心に担う独立採算制の自治体所有事業体を意味するとされている（諸富徹、2016）。しかしこのシュタットベルケの定義を含め、日本における公益的サービスの供給存続に関わる論点のなかでシュタットベルケがどのような位置づけにあるのかは未だ不明瞭である。この点を明らかにするためには、シュタットベルケに関する先行研究でどのような論点が提起されているのか、またはされていないのか、その現状を整理する必要がある。そこで本稿は、日本での研究を中心にこの作業に取り組み、日本における先行研究の成果・特性と未検討の研究課題を明らかにする。

1. 日本でのシュタットベルケ研究の分類

まず先行研究の整理に取り組む前に、本稿が対象とするシュタットベルケ研究の範囲を明確にする必要がある。

そもそもシュタットベルケはドイツ語圏で用いられている概念であるが、少なくともドイツ国内では明確な法的定義を有する概念ではない（Ambrosius, 2012）。いわば

¹ バブル崩壊以前は財政危機のたびに都道府県と市町村の両レベルで固定資産税や法人関係税といった法定税の超過課税が実施されていた（前田、2010）。例えば瀬古（2019）は、京都府・大阪府・奈良県・京都市における法人住民税と法人事業税の超過課税の実態を報告しているが、大阪府の法人府民税均等割を除いて、いずれも上記のバブル崩壊以前の実施である。

² そもそも収入それ自体を目的とした法定外税の課税は不相当であるとされてきた経緯があり（沼尾、2007）、その代わりに国庫支出金や地方交付税による財源の措置がなされてきた。ただし2000年の地方分権一括法での改正により収入の確保を目的とする法定外税の課税は認められるようになっている。



商標のような性質を有する概念である (Günter Püttner, 2012)。それは、後述するような特定の諸条件を兼ね備える自治体直営または自治体所有の事業体に対して用いられているといえる³。ここでいう特定の諸条件とはつまり、(1) 自治体による公有、(2) 公益的サービスの統合的供給、(3) 複数事業間の内部補助の 3 条件である。これら 3 つの条件が日本におけるシュタットベルケに関する研究においてどのように扱われているのかを念頭において先行研究を整理する。

シュタットベルケを対象とした日本の研究には 3 つの分類が存在している。第 1 の分類はドイツのシュタットベルケに関する調査研究である。第 2 の分類は日本の独自の制度・経済・社会環境下において取り組まれている「日本版シュタットベルケ」に関する研究である。ただし、何を「日本版シュタットベルケ」とするかについては定義の余地が存在している。第 3 の分類はドイツのシュタットベルケの事業モデルを日本に導入する際に生じる諸論点に関する研究である。具体的にはシュタットベルケという特殊な事業体の組織形態にかかわる法学的研究、自治体経営という観点からシュタットベルケを研究する行政学的・経営論的研究、シュタットベルケと地域経済との関係を研究する地域経済学的研究などである。

本稿では以下、上記の 3 分類に基づいて先行研究を整理し、そこに見出される成果・特性と課題の抽出を行っていく。

2. ドイツのシュタットベルケを対象とする調査研究

ドイツでは第二次世界大戦後、電力・ガス産業は自然独占を認められてきた。ドイツ基本法の 28 条 2 項は、エネルギー関連事業の自治体の権利としての保障を定めている。その端緒は自治体の経済的関与について「公共目的」「妥当な財政基盤」「民間企業への補完性」という 3 つの基本的原理を定めた 1935 年の自治体条例にある。これは自治体の経済的関与を民間企業によって公益的サービスが適当に供給されない場合に限ることを意味していた (Reck, 2012; Schöneich, 2012)。しかし、自治体による生活必需品の供給保障を意味する「生存配慮 (Daseinsvorsorge)」を具体的に遂行することはその例外であるとして、電力とガスの独占的供給を自治体の権利として認めるに至っている (Pielow, 2012)。

この自治体の権利は、EU による 1997 年の自由化指令を受けた 1998 年の電力とガスの自由化後 (加藤, 2008 ; Becker, 2011) も同様に認められているが、その権利の行使としてのシュタットベルケは電力とガスの自由競争に組み込まれることになった (ラウパッハ, 2017)。そして自由化直後にドイツでは大手事業者への集中と寡占が進展したが、一方で特に電力小売部門において旧来のシュタットベルケはシェアを維

³ 日本の先行研究ではドイツのシュタットベルケを対象とする研究がほとんどである。しかし、ドイツ以外の国におけるドイツのシュタットベルケに類する事業体の実態を明らかにするという研究課題も存在している。ただしその事業体は、単一の公益的サービスを供給する広い意味での自治体所有事業体 (public utility 等) として理解すべきではなく、公益的サービスの供給において複数の事業分野を横断する連携を特徴とする独自の事業体として理解すべきである。

持しているだけではなく、シュタットベルケの新設も一定数確認される事態となっている⁴。加えて、配電網事業権のコンセッション契約の20年上限規定によって、自由化後にいったんは外部に売却した配電網を、契約更新を迎えるタイミングで再公有化する動きも見られている（中山、2017b）。この再公有化の背景には自治体の財政赤字（Universität Leipzig, 2011）や自治体の起債に有利な低利環境（Libbe et al., 2013; ヴッパタール研究所、2018）、そして大手企業による運営への懐疑（Berlo et al., 2017）が指摘されている。

これらはドイツのシュタットベルケを取り巻く固有の要因であるが、既往研究ではその実態解明が取り組まれている。日本の先行研究でまず扱われているのは、自由競争化という変化に直面したドイツのシュタットベルケの対応についてである（中山、2017a；土屋ら、2019；小谷ら、2021）。

第1に、自由競争に適するシュタットベルケの法的な組織形態の選択に関する研究がある。まずドイツのシュタットベルケは、ドイツの自治体法が市町村の損害賠償義務は一定の額を超えてはならないと定めているため、合名（OHG）、合資（KG）、株式合資（KgaA）、権利能力なき社団は企業形態の選択肢に入らない（Friedrich-Ebert-Stiftung, 2004）。そのため、有限責任会社（GmbH）、有限合資会社（GmbH & Co. KG）、登録協同組合（eingetragene Genossenschaft）、登録NPO協会（eingetragener Verein）、あるいは私法上の財団が選択され（中山、2017a）、そのほかに株式会社（AG）や自治体企業（Eigenbetrieb）、バイエルン州に特有であるが自治体会社（KU）が存在している。

このうち有限責任会社のメリットとして、第三者の資本参加を認められること、損害賠償義務を制限できること、執行役と監査役会のみで迅速な意思決定が可能であることが指摘されている（中山、2017a；小谷ら、2021）。また事業地の人口規模が大きくなるほど有限責任会社を親会社とする持株会社形態を採るものが増えるという（土屋依子ら、2019）。これは、一定の事業規模を超える場合は事業毎に特化した会社を設立した方がメリットが大きくなるためではないかといわれている（小谷将之ら、2021）。なお、数としては有限責任会社がシュタットベルケの多数を占めており、全体として自治体企業から有限責任会社の組織形態へと主流が変化している（Schöneich, 2012）。

以上の点について、有限責任会社以外の組織形態も含め、組織形態に応じたシュタットベルケ経営上の特性をまとめ、多様なドイツのシュタットベルケの類型化が必要である。例えば土屋ら（2019）は、調査を実施した4つのドイツのシュタットベルケのケースから4つの組織形態を報告しているが、更なる類型化が必要である。なぜならば、それはドイツのシュタットベルケの実態解明に貢献するだけではなく、後述する第3の分類において、日本がシュタットベルケを導入する際の論点として、どのような組織形態を選択するべきかという分析に貢献するためである。

第2に、競争的環境下におけるドイツのシュタットベルケの個別事業の実現に関す

⁴ シュタットベルケは、2013年時点で1422カウントされ、うち電力事業を手がけるのは900を超えているという（瀧口、2015）。また2005年から2012年にかけては、少なくとも72のシュタットベルケが新設されている（中山、2017a）。



る研究がある。ラウパツハ（2021）は、経営論的観点から、シュタットベルケが徹底した経済効率性の追求を実現していることを明らかにしている。また中山（2017b）は、シュタットベルケによる電力小売事業の競争力について明らかにしている。

この点に関連して、シュタットベルケのエネルギー事業、または配電網の所有が有する経営上の優位点が指摘されている（中山、2017b）。しかし配電網を有していないシュタットベルケやエネルギー事業に取り組んでいないシュタットベルケも一定数存在しており、そのようなシュタットベルケがどのように経営を行っているのかという実態解明が不可欠である。これは後述する「日本版シュタットベルケ」の検討において重要な論点でもあり、配電網を所有していない「日本版シュタットベルケ」や、またエネルギー事業以外の事業分野における「日本版シュタットベルケ」の可能性の検討に貢献する。

第3に、自由競争におけるシュタットベルケの特例に関する研究である。これは、上述した生存配慮に関わる特例とは別に、シュタットベルケの取り組みが地域労働市場と地域経済を強化することによる自治体の戦略的ポジションの強化（Libbe et al., 2011; Difu, 2011）と捉えられているという点に関わる。つまり、地域経済の自律性を高めることによって自治体の連邦政府や州政府に対するポジションを強化する働きへの着目である。この点から、シュタットベルケの取り組みを民主主義の定着への貢献として捉える研究もある（Kishimoto et al., 2017）。これは、日本における「エネルギー自治」の向上への貢献として捉える研究も同様の視座にあるといえる（諸富徹、2016）。

同じく、自由化後も引き続き認められているドイツのシュタットベルケの事業モデルを正当化する法的根拠に関する論点もある。ドイツのシュタットベルケの特例として、複数事業間での内部補助の許可と損益相殺による節税を挙げることができる（Wieland, 2007）。このような税制上の横断連結は2009年度の法人税法によって初めて法的な裏付けを得たものである（Deutscher et al., 2012）が、シュタットベルケのみに認められている。では、このような行為はどのような根拠によって正当性を獲得しているのか、日本においてこのような研究はまだなく、ドイツでの実例を研究する必要がある。

なお、この研究分類に関連して、ドイツ以外の国にもシュタットベルケに類する事業体の存在可能性はある。そのため、上述したシュタットベルケの3条件を満たす事業体のうちドイツのものがシュタットベルケであるが、シュタットベルケとは呼称されないドイツ以外の同様の事業体も研究対象に含まれ得る。ただし、現時点で日本の先行研究ではそのような研究はない⁵。

3. 「日本版シュタットベルケ」を対象とする研究

日本では、冒頭に述べたような自治体の境遇を受けて、「日本版シュタットベルケ」

⁵ ただし、稲葉(2019)はオーストリアのウィーン・シュタットベルケに言及している。

と総称される自治体関与の取り組みが見られる。その大きな契機としては、2012年の固定価格買取制度の導入と2016年の電力小売自由化である。

この研究分類には、「日本版シュタットベルケ」という概念または事業体をどのように定義するかという論点が含まれている。日本シュタットベルケネットワークは、シュタットベルケを「地域の自然エネルギーを生かした電力事業を始めとする公益事業、地域の高齢者健康支援・見守りサービス、地域の交通維持や商店街の活性化、など地域課題を地域資源と住民の協力で解決する取り組み⁶」と紹介している。また諸富（2020）は、「自治体が出資する公益的な事業体」（諸富、2020）としたうえで、独立採算制と、エネルギー事業を中核事業として黒字事業から赤字事業への支援を実施しているという特性を挙げている。またその貢献として、第1に地域内経済循環の向上に資するという点、第2に高まる財政需要を賄う財源調達という点、第3に脱炭素化という点が挙げられている（諸富、2020）。ラウパッハ（2017）は「公企業でありながら、エネルギーや公益事業の市場競争の条件下で、競争力をもった主体であり、子会社への出資、新規事業への投資、需要者への料金・価格設定などに民間企業とほぼ同様の自由度を持っている」、「公有かつ集約的で総合的なインフラ関連サービスの運営を行っている団体」としている。

まずこれらの説明から、シュタットベルケは単なる自治体出資事業体ではなく、公益的サービスの供給を担い、損益相殺によって不採算事業の供給を存続させながら、競争的環境下で競争力を有する事業体であるといえる。ただし、特にエネルギー事業についてはそうであるが、一方で上下水道や廃棄物処理等の事業については、自治体による接続保障が義務付けられているように、競争的環境下にあるわけではない。

もう1つの研究分類は、主としてドイツのシュタットベルケの取り組みの日本への導入可能性に関するものである。例えば土屋ら（2019）は、日本での導入可能性検討の際の論点として、次の4点を指摘している。つまり、「サービスの包括化」「エネルギー事業との相乗効果」「小規模都市での実現可能性」「複数自治体の連携」である。シュタットベルケは、エネルギー事業を中核とした「集約的で総合的な」事業展開を特徴とする。そのため、この論点では個別事業単位での経営が特徴である日本の地方公営企業の経営においてシュタットベルケの特徴をどのように実現するのかを分析しなければならない。なお小規模地域での実現について、ドイツでは人口1万人以下の自治体ではシュタットベルケの新設と運営が困難となるとみなされているが、ドイツ最小のシュタットベルケは1461人の住民を顧客とするハゲナウアー・ゲマインデベルケであるため事例がないわけではない。

また日本でのシュタットベルケ導入の議論において以下の特徴を指摘することができる。まずは、電力事業、特に電力小売事業が強調されている点である。確かにドイツのシュタットベルケも電力事業は主要事業であるが、同時に熱供給事業も取り組まれている。この点について、山本（2018）は「日本版シュタットベルケ」の条件の1つとして熱供給事業を列挙している。しかし、エネルギー事業に取り組んでいない

⁶ 一般社団法人日本シュタットベルケネットワーク HP より (<https://www.jswnw.jp/> (最終アクセス 2021 年 7 月 28 日))。



シュタットベルケも多数存在しており、日本においても電力事業以外の事業分野における「日本版シュタットベルケ」設立の可能性の検討が必要である。

もう1つの特徴は、自治体の公共サービス供給の「効率化」が強調されている点である。土屋ら（2019）は、日本へのシュタットベルケ導入の意義として「効率的かつ効果的な供給や事業運営ができること」を挙げている。同様に関隆・加藤（2020）は、シュタットベルケは「分野を横断した横連携による効率化と地域経営」が特徴であるとする。確かにドイツのシュタットベルケにおける事業の相乗効果による効率化や事業そのものの効率的な供給のあり方については実態解明が求められている。しかしそれは、単に公共サービス供給の担い手を民間に移譲することが効率化に繋がるという議論とは区別しなければならない。公的所有であっても競争的環境下において効率的な供給を実現できているシュタットベルケの独自性が検討されなければならない。

また法的な分野における研究課題として、そもそも日本にはドイツにおけるエネルギー分野の協同組合法のようなものが存在しないため、協同組合がエネルギー事業を展開することの法的困難さが指摘される（諸富、2020）。そこで、日本においてシュタットベルケの事業体を創設する際にどのような組織形態を用いることができるのかに関する研究が必要である。現時点では、地域（自治体）新電力については株式会社形態が圧倒的多数である（稲垣、2022）。

同様の研究課題として、日本で連結納税によって損益通算をする場合には、持株会社形態をとる場合は、100%出資子会社との間のみで認められる（小谷ら、2021）など、日本に固有の法制度の下においてどのようにシュタットベルケの3つの条件を実現させるのかが検討されなければならない。その意味では、日本には既に公営電力、公営ガス、公営水道などが存在しており、その剰余金の処分には検討の可能性があるといえる。そこには地方公営企業法に基づく規制があるが、実態研究が必要である。

4. シュタットベルケの理論的研究課題

以上の諸研究は、それ自体としてシュタットベルケにまつわる理論的研究をも内包しており、そこに見出される諸論点は更なる理論的研究の必要を示している。では、どのような研究課題が見出されるか。

第1の研究課題は、シュタットベルケが供給する公益的サービスの「公益性」をどのように担保するのか、その行政学的・経営論的研究である。当該研究課題については、シュタットベルケは株主価値ではなく、市民価値（Citizen Value）または公共的価値（Public Value）を実現するもの（中山、2017a）だとして、このPublic Valueに関する概念や評価手法に関する研究が進められている（ラウパッハ、2020；ラウパッハ、2021）。

これに対して、ドイツのシュタットベルケの事例研究からは、監査役会と執行部の分離（小谷ら、2021）と、監査役会への首長や自治体議員といった自治体側の関与が

挙げられている。しかし、この監査役会は日本のそれとは異なる⁷ものとされ、日本においてこのガバナンスをどのように実現させるのかは研究課題としてある。

第2の研究課題は、日本で議論されている「効率化」の議論との接合である。日本においてシュタットベルケは、官民連携（PPP・PFI）や広域連携の一形態として捉えられている。そのため、日本の自治体で進行している職員減少（技術者不足、技術承継枯渇）への対策として、または「複数インフラを横断的に管理することで事業の効率化を実現」（関隆・加藤、2020）することや、「複数分野を横断的に管理できる多能工人材の育成」が「職員の効率的な配置やサービス対応の集約化による事業の効率化」（関隆・加藤、2020）を実現するという評価がある。しかし、ドイツのシュタットベルケを対象とした実証的な研究による裏付けが求められる。

第3の研究課題は、事業体の会計上の損益相殺に関する理論的検討である。かつての日本の第三セクターの経験の反省として、なぜ膨大な赤字の計上が可能であったかについて、特にその経営の仕方に焦点が当てられている。しかし、それを可能にしていた根拠は何であったのか、「日本版シュタットベルケ」におけるそれとの違いは何であるか、更には対応的に徴収と供給がなされる公共サービスの間での利益移転に関する理論的検討が必要である。そこでは公共サービスの受益と負担の関係の明確化と、一方での不明確化が有する財政学的意義を明らかにする必要がある。

この場合、日本の地方公営企業の独立採算制の意義と附帯事業の意義についての検討が必要である。この附帯事業について、地方公営企業がその事業に付随して行うことができるという⁸のが日本における規定であるが、法適用事業を附帯事業として実施することはできないとされている⁹。このような状況下において、事業の集約性と総合性を条件とするシュタットベルケの取り組みはどのように位置づけられるのか。

第4の研究課題は、シュタットベルケと地元経済との関係である。先行研究は、シュタットベルケが地元経済に及ぼす経済効果（雇用創出や産業連関等）の実態を報告している¹⁰。しかし、シュタットベルケの創設がそのまま地元経済に経済効果をもたらすわけではない。その事業展開において域外企業との取引や委託が拡大すれば、その収益が地元に着する程度は低下してしまう。そのため、シュタットベルケの事業展開において地元での雇用創出や産業連関を創出するための工夫を明らかにしなければならない。ここには、シュタットベルケの事業を引き受ける地元経済主体の関与の

⁷ 監査役会は、事業目的の変更、決算の承認、会社の買収・売却、会社の解散、執行役員を選任権等と有するが、それらは事前同意権としてのみ認められており、執行部は監査役会に対して基本的には経営自治を有するとされる（関隆・加藤、2020）。

⁸ 地方公営企業法「第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。」がその根拠法である。

⁹ 総務省（2016）「電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公営企業法等の運用について（通知）」より。

¹⁰ デュイスブルク市のシュタットベルケの試算では、シュタットベルケは支出のうち約30%を地元経済に振り向けていると述べており、またVku（自治体企業連合）の調べではシュタットベルケへの1ユーロ支払いから約50セントが地元社会に還元されるといふ。個別には、例えばシュタットベルケ・エッリンゲンは、収入に占める地域内支出の割合を1ユーロ当たり電気43セント、水道70セント、ガス50セント、プール50セントを報告している。また雇用創出については、2015年にはドイツ全体で73万4000の雇用を創出していると報告され（ヴァプタール研究所、2018）、シュタットベルケ・ハノーヴァーは直接・間接に9000の雇用を創出しているとの調査結果がある（Pestel Institut., 2011）。



実態、シュタットベルケが有する地域産業振興政策としての側面の評価等、具体的な事例研究は少しずつ蓄積されているが、それを地域経済学的観点から捉えなおす作業が必要である。

参考文献

- Ambrosius, G. (2012), Geschichte der Stadtwerke, in: Bräunig, Dietmar & Gottschalk, Wolf (Eds.), *Stadtwerke: Grundlagen, Rahmenbedingungen, Führung und Betrieb, Schriftenreihe Öffentliche Dienstleistungen*, Nomos-Verlag, Baden-Baden, pp. 35-51.
- Becker, P. (2011), *Aufstieg und Krise der deutschen Stromkonzerne – Zugleich ein Beitrag zur Entwicklung des Energierechts*, Ponte Press.
- Berlo, K., Wagner, O., Heenen, M. (2017). The Incumbents' Conservation Strategies in the German Energy Regime as an Impediment to Re-Municipalization-An Analysis Guided by the Multi-Level Perspective. *Sustainability*, 9(1).
- Deutsches Institut für Urbanistik (Difu) . (2011). Difu-Berichte 3/2011.
- Friedrich-Ebert-Stiftung. (2004). Wegbeschreibung für die kommunale Praxis Die wirtschaftlichen Unternehmen der Gemeinde (Loseblattsammlung)
- Günter, P. (2012), Stadtwerke zwischen Daseinsvorsorge und Wettbewerb, in: Bräunig, Dietmar & Gottschalk, Wolf (Eds.), *Stadtwerke: Grundlagen, Rahmenbedingungen, Führung und Betrieb, Schriftenreihe Öffentliche Dienstleistungen*, Nomos-Verlag, Baden-Baden, pp. 139-151.
- Kishimoto, S., Petitjean, O., Steinfort, L. (2017). Reclaiming Public Services: How cities and citizens are turning back privatisation. Transnational Institute (TNI), Multinationals Observatory, Austrian Federal Chamber of Labour (AK), European Federation of Public Service Unions (EPSU), Ingeniería Sin Fronteras Cataluña (ISF), Public Services International (PSI), Public Services International Research Unit (PSIRU), We Own It, Norwegian Union for Municipal and General Employees (Fagforbundet), Municipal Services Project (MSP) and Canadian Union of Public Employees (CUPE). Amsterdam and Paris.
- Libbe, J., Hanke, S., Verbücheln, M. (2011). *Rekommunalisierung - Eine Bestandsaufnahme*. Berlin (Difu-Papers).
- Pestel Institut. (2011). Regionale Wertschöpfungs- und Beschäftigungseffekte des enercity-Fonds pro-Klima. Untersuchung im Auftrag von proKlima – Der enercity-Fonds, Hannover.
- Pielow, J. (2012). Ordnungs- und wirtschaftspolitische Rahmenbedingungen für Stadtwerke, in: Bräunig, Dietmar. & Gottschalk, Wolf. (Eds.), *Stadtwerke: Grundlagen, Rahmenbedingungen, Führung und Betrieb, Schriftenreihe Öffentliche Dienstleistungen*, Nomos-Verlag, Baden-Baden, p. 153-179.
- Reck, H. (2012). Stadtwerke im Spannungsfeld von öffentlichem Auftrag, sozialer

- Marktwirtschaft und Politik, in: Bräunig, Dietmar & Gottschalk, Wolf (Eds.), *Stadtwerke: Grundlagen, Rahmenbedingungen, Führung und Betrieb, Schriftenreihe Öffentliche Dienstleistungen*, Nomos-Verlag, Baden-Baden, 2012, p. 53-72.
- Schöneich, M. (2012). Strukturwandel der Stadtwerke, in: Bräunig, Dietmar & Gottschalk, Wolf (Eds.), *Stadtwerke: Grundlagen, Rahmenbedingungen, Führung und Betrieb, Schriftenreihe Öffentliche Dienstleistungen*, Nomos-Verlag, Baden-Baden, p. 181-198.
- Universität Leipzig. (2011). Renaissance der Kommunalwirtschaft – Rekommunalisierung öffentlicher Dienstleistungen. Institut für Öffentliche Finanzen und Public Management; HypoVereinsbank Leipzig / München.
- Wieland, J. (2007). Wettbewerbsordnung und Gemeinderecht – ein schwieriger Ausgleich, in: Schöneich, Michael. (Ed.), *Stadt-Werke - Festschrift für Gerhard Widder, Kommunalwirtschaftliche Forschung und Praxis*, Band 12, Peter Lang-Frankfurt, p. 81-92.
- 稲垣憲治 (2022) 『地域新電力—脱炭素で稼ぐまちをつくる方法』学芸出版社
- 稲葉陸太 (2019) 「欧州の循環経済と廃棄物エネルギー利用—オーストリアの事例」『廃棄物資源循環学会誌』30(4)、264-269。
- ヴッパタール研究所 (2018) 「ドイツと日本におけるシュタットベルケ設立の現状」インプットペーパー：日本国内のエネルギー供給における分散型アクターのためのキャパシティビルディングプロジェクト、ヴッパタール。
- 加藤浩平 (2008) 「ドイツ電力産業における競争政策の展開—電力市場の自由化と規制」『専修大学社会科学年報』42、151-163。
- 小谷将之・土屋依子・朝日ちさと・山腰司 (2021) 「インフラ・公共サービスの効率的な地域管理に関する研究」『国土交通政策研究』159、1-79。
- 関隆宏・加藤裕之 (2020) 「分野横断型の官民連携モデル～ドイツ・シュタットベルケがもたらす価値～」『水道公論』56(8)、69-76。
- 瀬古雄祐 (2019) 「地方税の現状及び地方公共団体における財源確保の取り組み」『レファレンス』827、45-67。
- 瀧口信一郎 (2015) 「地方創生とエネルギー自由化で立ち上がる地域エネルギー事業—ドイツ・シュタットベルケからの示唆と地域経済への効果」『JRI レビュー』7(26)、97-110。
- 土屋依子・小谷将之・朝日ちさと (2019) 「持続的な地域インフラ・公共サービスのあり方に関する調査研究（中間報告）～ドイツ・シュタットベルケの現地ヒアリング調査報告」『国土交通政策研究所報』73、24-37
- 中山琢夫 (2017a) 「ドイツのシュタットベルケは、配電網の再公有化を通して何を指しているのか？」『経済論叢』190(4)、39-52。
- 中山琢夫 (2017b) 「ドイツと日本におけるエネルギー協同組合/公社の比較研究」『生協総研賞・第13回助成事業研究論文集』13、56-70。
- 沼尾波子 (2007) 「自治体の自主課税権活用の現状と課題」『神奈川県地方税制等研究



- 会ワーキンググループ報告書『地方税源の充実と地方法人課税』、14-24。
- 前田高志（2010）「地方公共団体の課税自主権—法定外税を中心として」『産経論集』37、35-46。
- 諸富徹（2016）「エネルギー自治・シュタットベルケ・地域経済循環」『地方財政』55(11)、4-16。
- 諸富徹（2020）「地域エネルギーと社会資本」森裕之・諸富徹・川勝健志編著『現代社会資本論』有斐閣、134-154。
- 山本尚司（2018）「ドイツのシュタットベルケから日本は何を学ぶべきか」『IEEJ』。
- ラウパッハ・スミヤ＝ヨーク（2017）「ドイツシュタットベルケの変化するヨーロッパエネルギー市場への対応戦略」『経済論叢』190(4)、13-37。
- ラウパッハ・スミヤ＝ヨーク（2020）「Public Value を織り込む Public Corporate Governance の在り方—ドイツ・シュタットベルケの事例研究からの考察」『財政と公共政策』42(2)、28-42。
- ラウパッハ・スミヤ＝ヨーク（2021）「ドイツ・シュタットベルケのパブリック・コーポレートガバナンスの実態と課題」『地方財政』2021.2、187-222。